化学製品ＰＬ相談センター　　2015 年 10 月 9 日発行

アクティビティーノート〈第 224 号〉

2015 年 9 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．相談業務
1.1. 2015 年 9 月度 相談受付件数 (P. 1)
1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P. 2～6)
２．入手資料の紹介 (P. 7)
３．メディア情報から (P. 8)
４．暮らしに役立つマークの話　「生活雑貨に関する安全マーク」　(P. 9～10)

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2015 年 9 月度 相談受付件数 (8／22～9／18 実働：20 日)

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	4	0	1	3	0	8	57%
消費生活Ｃ･行政	4	0	1	1	0	6	43%
事業者･事業者団体	0	0	0	0	0	0	0%
メディア･その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	8	0	2	4	0	14	
構成比	57%	0%	14%	29%	0%		100%

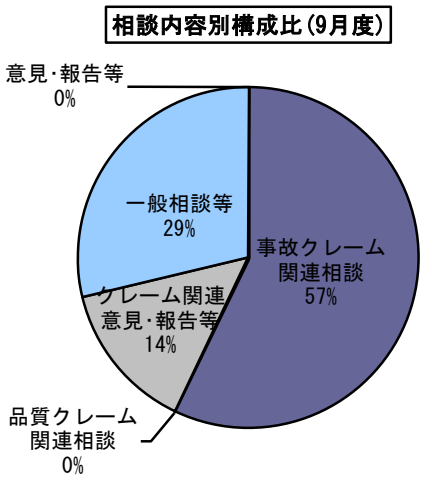

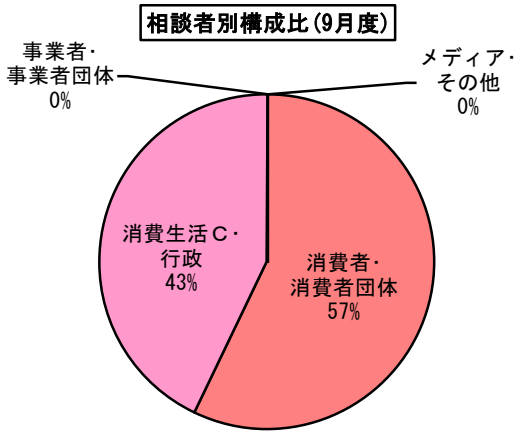

相談内容区分 (改訂 2003 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問合せ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◈ 事故クレーム関連相談

◆ **＜新品の運動靴が防水スプレーで着色＞　「買ったばかりのＡ社の白い運動靴〇〇に、B社の防水スプレー◇◇を噴霧したところ、2足とも繊維の部分が黄ばんだ。この様な事があるのだろうか。〇〇は本体が繊維だが、一部皮革が使われている。また、◇◇には『皮革には使用できません』との表示はある」との相談を、若い男性から受けているが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒例えば、皮革の成分が◇◇によって溶け出し、繊維部分に広がって着色した可能性があります。◇◇は皮革には使用できないことを明記していますので、製品の使用に当たっては、取扱説明や注意事項をよく確認するよう、ご指導ください。

◆ **＜アンプル型肥料によると思われる鉢植えの枯れ＞　「数か月前に、園芸店で花あせび等数種の鉢植えを購入し、アンプル型肥料〇〇を刺して室内で育ててきた。しかし、鉢植えはだんだん弱って、最近とうとう枯れてしまった。〇〇に何らかの有害成分が入っているのではないか」との相談を、70歳代の男性から受けている。〇〇は、その成分表示では窒素、リン酸、カリのほか、微量のマンガンやホウ素等が添加されているとのことである。この様なことがあるのだろうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒お話しいただいた成分は、いずれも植物の生育に必須のものです。〇〇に記載された取扱方法に沿って使用すれば、植物を枯らすようなことは起こりにくいものと思われます。鉢の置き場所や、水や肥料の与え方等は、植物の種類によって異なる場合があります。鉢毎の生育方法について、購入された園芸店にご相談されるよう、お話しされては如何でしょうか。

◆ **＜エアコン用の洗浄剤で体調不良＞　「1週間ほど前にエアコンのクリーニングを業者に依頼した。エアコン洗浄時、隣の部屋に居てもニオイがきついので、苦情を言ったら、本来の洗浄用機器でなく、噴霧用機器を使用しており、洗浄液が霧のように部屋に立ち込めていた。咳が酷くなり、息苦しくなったので受診したところ、気管支炎と診断された。洗浄液の成分には、水酸化ナトリウムと水酸化カリウムが使用されているとのことだった。自分は昔から、のどが弱かったので、今後この症状が酷くならないか心配だ」と40代の男性から相談を受けたが、どうか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒水酸化ナトリウムも水酸化カリウムも強アルカリ性の物質です。皮膚等に付着したままにすると、化学やけどを起こします。部屋の中に飛散した洗浄剤は、部屋の中のものに付着しますが、水拭きすれば容易に取り除くことができ、そこから揮発することはありませんので、今後はこの成分の吸引により、症状が酷くなることは考え難いと思われます。

- **＜アルミ製のドアをアルコールで拭いたら艶が無くなった＞　「築10年の家の外壁塗装を行っていたところ、塗装業者が錆止剤の缶を倒し、アルミのドアに付着した。業者がアルコールで錆止剤を落としたら、その部分の艶が無くなった。苦情を言ったら、「10年間の汚れがアルコールで落ちただけ」と言われた。本当か」との問合せを40代の女性から受けたがどうか。〈消費生活C〉**

⇒お問合せのアルミドアが、他の金属との合金なのか塗装されているのか、アルコールの濃度等によっても状況が異なりますので、艶が無くなった理由は分かりかねます。アルミドアのメーカーに、材質を問い合わせて、アルコールで艶がなくなるようなことがあり得るかも、問い合わせてみては如何でしょうか。

- **＜銀イオン水を使う洗濯機で衣服が黒ずみ＞　「△△社のドラム型洗濯機〇〇を使用しているが、以前から衣類の黒ずみが気になっている。〇〇は、抗菌効果を持たせるために、銀イオン水を発生させて洗濯に用いていると聞いた。この銀イオンが衣服に付着して、黒ずみの原因となっているのではないか。」との相談を、20歳代の女性から受けている。銀イオンを配合した制汗スプレーで、衣服が黒ずむ事例は承知しているが、洗濯機でこの様なことが起こり得るだろうか。〈消費生活C〉**

⇒洗濯の際、洗剤の量を適量より減らして使うと、汚れ落ちが悪くなり、衣類に黒ずみが起きやすくなることが知られています。また、銀化合物の中には黒色を呈するものもありますが、銀イオンによる黒ずみへの影響については、当センターには知見がありませんので、△△社にご確認されては如何でしょうか。

- **＜乾電池の液漏れによると思われる発疹＞　昨日、部屋の模様替えに合わせて、放置していた電池式蚊取を持ち運んだ。後になって内蔵のアルカリ乾電池が液漏れしていることに気付き、本体と電池は廃棄した。しかし、その際、衣服や寝具に漏れた液が付着したらしく、今日になって腕等に赤く発疹ができた。どうすればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉**

⇒アルカリ乾電池は、その構造上、機器に入れたまま長時間放置すると、液漏れを起こすことがあります。この液体はアルカリ性で水溶性です。この液を皮膚に付着したままにすると、

化学やけどを起こして発疹ができるおそれがありますので、皮膚科を受診されることをお勧めします。この液が皮膚に付いた場合は、水道水などの多量のきれいな水で洗い流してください。衣服等についたものは通常の洗濯を行うことで、除去することができます。また、寝具についてはクリーニング店にご相談されては如何でしょうか。

- **＜扇風機のイオンによると思われる体調不良＞　1ヵ月ほど前、扇風機を△△社の新型機種〇〇に交換して以来、頭痛や、口、目の痛みを感じるようになった。自分は従来から、新しい家具を部屋に置くと目が痛くなる等、敏感な体質である。扇風機の取扱説明書によると、この機種は、空気浄化の目的で、特殊なイオンを放出していると書かれてあった。このイオンが体調不良の原因ではないかと考えているが、どうか。化学製品PL相談センターは、薬の相談窓口から紹介された。（高齢の女性）〈消費者〉**

  ⇒〇〇は、自然界に存在するイオンを電気的に発生させ、扇風機の風に乗せて送ることで、室内の浮遊菌等の作用を抑える効果を持つ製品とのことです。△△社では、当該イオンの安全性を十分検証しているとのことですが、しかし、個人の体質等の影響もあり、その安全性は当センターではわかりかねます。個々の製品の安全性については、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、△△社の相談窓口に使用状態等を説明して、話を聞かれては如何でしょうか。

- **＜燻煙型殺虫剤を使用した翌日から体調不良＞　昨年の夏に燻煙型殺虫剤を使用したところ、翌日から目がヒリヒリした。眼科へ行ったが、処方の目薬もヒリヒリして使えず、それから医者へは行っていない。自分は、もともと化学物質に影響を受けやすい体質であるが、1年経った今でも家に居ると目がヒリヒリし、家の外に出ると治まる。このような相談は無いか。（高齢の女性）〈消費者〉**

  ⇒燻煙型殺虫剤を使用した後に体調不良になったという相談は過去に有りますが、因果関係が明らかになった例はありません。また、燻煙型殺虫剤の成分が、1年以上も家の中に残り、影響を与えるとは通常では考え難いので、他の要因も考慮し、再度医師と相談されては如何でしょうか。

- **＜猫用のノミ取り剤で猫が体調不良＞　1週間ほど前に〇〇社の猫用のノミ取り剤△△を購入し、用法容量を守って使用した。すると、急に猫が興奮した様子になり、その後、呼吸が非常に荒くなって嘔吐し、発熱した。直ぐに獣医に治療してもらったが、獣医からは「このノミ取り剤には、石油系の溶剤が使用されており、このような症状が起きる可能性は十分にある。」と言われた。翌日、購入店に申し出たが、「うちはメーカーが良いというものを売っているだけ」**

と相手にしてもらえない。〇〇社に連絡をしたが、担当者も責任者も、最初に言うことが後からくつがえるので、メーカーの言うことが信用できない。消費生活センターに連絡をしたら、化学製品PL相談センターを紹介された。この製品で使用されている石油系の溶剤は猫にとって危険なのだろうか。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒相談者の了解を得て〇〇社に問合せ、安全データシート(SDS)を入手して確認したところ、この溶剤は精製された灯油成分で、毒性は極めて低いということでした。安全値より多量に摂取した場合の症状にも、貧呼吸や過呼吸の症状は記述無く、また中毒情報センターの情報(http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70178_0100_2.pdf)でも同様でした。(以上の情報をもとに、当センターより相談者に「一般的に危険と思われる成分は使われていません。しかし、個体差が有るので絶対に安全とは言い切れません」と説明し、納得されました。)

◆ クレーム関連意見･報告等

- **＜キッチン用ぬめり取りによると思われる体調不良＞　「1週間ほど前にキッチン用ぬめり取りリング（塩素系タイプ）を購入し、シンクの排水部にセットしておいた。先日、ブロッコリーを鍋で茹で、茹で汁をシンクに流したところ、塩素臭がし、気分が悪くなった。製品には、熱湯をかけないよう注意書きはあるが、シンクにはお湯を捨てることはよくあることなので、注意書きがあっても製品自体が不適切ではないか。」との申し出を40代の男性から受けている。このような意見があることを知ってもらいたく、化学製品PL相談センターにも伝えておく。〈消費生活C〉**

⇒情報をいただきありがとうございます。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

- **＜マットレスによると思われる体調不良＞　通信販売で高反発ウレタンマットレスを購入し、主人が使用。2日間使用すると急に体調が悪くなり嘔吐した。原因を考えると、マットレスを使用し始めた時から強いニオイがしていたので、マットレスを外し、使用していた布団類にもニオイが移っていたので、他の布団に変えた。すると、症状が治まった。製品には、未使用の物のみ返品交換を受け付けるとなっている。このようなことがあったということを知ってもらいたいと思ったが、通信販売の業者に申し出ると恨まれるのが怖いので、市役所に相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。（高齢の女性）〈消費者〉**

⇒情報をいただきありがとうございます。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報

源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

◈ 一般相談等

◆ **＜食品用ポリ袋の安全性＞　「手作りの梅干しを、市販の食品用ポリ袋〇〇に入れて持ち歩こうと考えている。ポリ袋から有害なものが溶け出すようなことはないだろうか」との相談を、70歳代の女性から受けている。梅干しには、酢、塩、少量の砂糖が加えられているとのことだが、安全だろうか。なお、相談者が〇〇のメーカーに問合せたところ、「安全性に問題はない。」との回答であったとのことである。〈消費生活C〉**

⇒〇〇は、ポリエチレンを原料とした食品用の袋です。国内では、直接食品を入れても食品衛生上の問題が生じないよう、食品衛生法で材料等について規格基準を定め、また業界でも自主基準を設けています。これらの基準に適合した製品であれば、安全性に問題はないと考えられます。

◆ **＜ビニールに付いた花粉の色の落とし方＞　ビニールコーティングしたテーブルクロスの上に花粉が落ちて、色が染み付いてしまった。これを落とす方法は無いか。化学製品PL相談センターは、消費生活用品PLセンターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉**

⇒当センターでは、花粉についての知見が有りませんので、はっきりとしたことは申せません。ビニールに花粉の色が染みこんでしまっているのであれば、落とすのはむずかしいと思われますが、表面に付着しているだけであれば、台所用洗剤等で落とすことができると思われます。

◆ **＜界面活性剤の安全性＞　最近、知人から「シャンプーやハンドソープ、食器用洗剤等に使われている界面活性剤は、人体に有害だ。」という話を聞いた。これは本当だろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。（若い女性）〈消費者〉**

⇒対象が漠然としているため、断定的なことは申せません。しかし、一般に洗剤に用いられている界面活性剤については、長年に亘り世界的に多くの研究が行われ、通常の使用条件での安全性は充分に確認されているとのことです。（例えば、日本石鹸洗剤工業会の資料『洗剤の安全性・環境適合性』http://jsda.org/w/02_anzen/pdf/anzentekigou6p.pdf）

◆ **＜ヘアカラーの美容院でのパッチテストについて＞　美容院で行うヘアカラーのパッチテストについての問合せは、どこに問合せればよいか。（中高年の女性）〈消費者〉**

⇒日本化粧品工業連合会PL相談室を紹介。

２．　入手資料の紹介

―2015 年９月度に化学製品 PL 相談センターで入手した主な資料をご紹介します。
あわせて、資料の中で化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況（2015 年８月度）」
2. ガス石油機器 PL センター「ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ」2015. 8
3. 家電製品 PL センター「インフォメーション≪2015 年８月度≫」
4. 日本石鹸洗剤工業会広報紙「CLEAN AGE」2015 秋号　No.243
5. 公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)広報紙「ＦＯＲＵＭ」2015.9　Vol.229
6. 一般財団法人消費科学センター　「消費の道しるべ」９月号

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするｅメールサービスです。

- **人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます。）**
- **費用は無料です。（インターネット通信費･接続費は各自でご負担ください。）**
- **お申し込みはE-mail（PL@jcia-net.or.jp）で。**
  （件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
  ① ご氏名（フリガナ）　② お勤め先（フリガナ）　③ ご所属･お役職･ご担当など
  ④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所･TEL･E-mailアドレス

※　ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

３．　メディア情報から

新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の概要のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

＊「茶のしずく石鹸」の旧製品で小麦アレルギーを発症したとして求めた損害賠償訴訟で、福岡地裁で和解が１件成立。全国各地では、１３００人が集団提訴しており、係争中である。(9/1 読売)

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

・ ・・・・ ・ ・★ 出前講師のご案内 ★・ ・ ・・・・ ・

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話しさせていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
（TEL　03-3297-2602　　担当　：　保刈(ホカリ)）

暮らしに役立つマークの話

生活雑貨に関する安全マーク

前回に続き、ＳＧマークについて調べてみましょう。

ＳＧマークと製品安全協会

一般財団法人製品安全協会（以下「製品安全協会」という）は、消費者の安全確保の視点から、100 品目以上の消費生活用製品について、安全・品質についての安全基準（以下「ＳＧ基準」という）を定めています。このＳＧ基準に適合した製品にのみが、右の「ＳＧマーク」を表示することができます[1)]。

ＳＧマークは、1973 年に施行された「消費生活用製品安全法」に基づき、通商産業省の特別認可法人として設立された製品安全協会が、安全を保証するマークとして産み出したもので、現在では「ＳＧマーク」を表示した製品が年間約 1.5 億個（1973 年以来の累計 約 240 億個）にのぼるとのことです。

また、製品安全協会では、SG 基準の作成、SG 基準適合の認証に加え、製品の欠陥により人身被害を受けた場合の補償等の業務を行っています。このマークが表示された製品の欠陥で人身被害が生じた場合、同協会が調査等を行い、製品の欠陥による損害と判断された場合には賠償措置を行います[2)]。

更に同協会では「消費生活用製品ＰＬセンター」を開設して、消費生活用製品全般の製品に関連する事故・苦情に関するトラブルに関し、中立・公正な立場での迅速な解決をはかっています[3)]。

ＳＧ基準

製品安全協会では、「ＳＧ基準」の制定に当たり、製造・輸入事業者代表、学識経験者・中立委員の三者からなる「安全管理委員会」を組織して審議しています。この基準に沿って、ＳＧ認証の審査が実施されます。現在、ＳＧ基準基準は、以下の品目について制定されています。これらの製品では、業界の示す安全性に適合した製品の証（あかし）として、「ＳＧマーク」が表示されているというわけです。

乳幼児用品

乳幼児用ベッド、幼児用ベッドガード、乳幼児用いす、乳幼児用ハイチェア、乳幼児用テーブル取付け座席、
乳幼児用移動防止さく、乳幼児用ハイローラック、乳幼児用揺動シート、子守帯、パイプ式子守具、プレイペン、
乳母車、クーハン、歩行器、幼児用三輪車、足踏式自動車、ぶらんこ、一人乗り用ぶらんこ、すべり台、
幼児用鉄棒、こいのぼり用繰り出し式ポール、

福祉用具

棒状つえ、簡易腰掛け便座、シルバーカー、手動車いす、歩行車（ロレータ及びウォーキングテーブル）、電動介護用ベッド、ポータブルトイレ、入浴用いす、電動立上り補助いす

家具・家庭用品

住宅用スプリングマットレス、ショッピングカート、住宅用金属製脚立、二段ベッド、プラスチック浴そうふた、
ゆたんぽ、住宅用金属製はしご、トイレットペーパホルダ、郵便受箱、食器棚、粘着フック、育児用たんす、
座いす、家庭用簡易物干し、レンジ台付収納庫、圧着式簡易棚及び棒、回転ハンガー、浴槽用温水循環器

台所用品

家庭用の圧力なべ及び圧力がま、かん切り、油こし器、家庭用氷かき器、金属板製なべ、アルミニウム板製なべ、
クッキングヒータ用調理器具

スポーツ・レジャー用品

野球用ヘルメット、軟式野球用ヘルメット、ソフトボール用ヘルメット、野球及びソフトボール用捕手ヘルメット、非木製バット、野球投手用ヘッドギア、野球及びソフトボール用胸部保護パッド、水中マスク、ビーチパラソル、
移動式サッカーゴール、屋外用ハンドボールゴール、移動式バスケット装置、卓球台、バドミントンラケット、
バレーボール器具、とび箱、とび箱用踏切板、一般運動用マット、体育運動用緩衝パッド、竹刀、剣道具、登山用ロープ、登山用ヘルメット、キャンプ用テント、雪上レジャー用ヘルメット、雪上レジャー用ヘッドギア、

ゴルフ練習用ネット、ゴルフクラブ、ゴルフクラブ用シャフト、ウォーキングスポーツ用ポール、
トレッキング用ポール、ボード系ホイール付き走行ギア、シューズ系ホイール付き走行ギア

家庭用フィットネス用品

エキスパンダ、ぶらさがり器具、筋力トレーニング、器具とびなわ、家庭用トレッドミル、ステッパ、
家庭用自転車エルゴメータ

自転車・自動車用品

自動車用ウィンドウォッシャ液、自動車用携行ジャッキ、自動車用油圧式ガレージジャッキ、乗車用ヘルメット、自転車用･電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット、自転車、自転車用幼児座席、自転車用空気ポンプ

その他

綿棒、ライター、学童用かさ、ショッピングワゴン、高枝ばさみ、家庭園芸用噴霧器、携帯用レーザー応用装置

「ＳＧマーク」は、法的に表示が義務付けられたマークではありません。しかし、「ＳＧマーク」の対象製品となる品目のうち、消費生活用製品安全法の特定製品（家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター）に該当する品目は、以前に本コラムで取り上げたＰＳＣマークの対象製品のため、「ＰＳＣマーク」の表示が法的に義務付けられています。

賠償制度

SG マーク付きの製品の欠陥により人身事故が生じた場合、事故原因や被害の程度等に応じて、その被害者に対して損害賠償を実施するために、製品安全協会ではＳＧマーク被害者救済制度を用意しています。この制度は、生産物賠償責任保険（被害者一人あたりの賠償額の最高限度１億円）を基にして、特に重大な被害が生じた場合は、協会に設けた基金から簡易かつ迅速に一定額（60 万円）の資金を見舞金として被害者又はその遺族に交付する仕組みも用意しています。[4)]

出典）

1）一般財団法人 製品安全協会ホームページ
http://www.sg-mark.org/sgzhidu.html

2）一般財団法人 製品安全協会 被害者救済制度
http://www.sg-mark.org/sgzhidu_6.html

3）消費生活用製品PLセンター
http://www.sg-mark.org/plcenter.html

4）東京都くらしWEB より
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/psc/